

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町が新たに処理することとする。

事 務	市 町
旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付等及び旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付等	境港市 日野郡の町へは移譲済み。
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届出の受理及び知事への送付等並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し等	東伯郡琴浦町 鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。
浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等	八頭郡八頭町 倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移譲済み。
農地法に基づく農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可等	東伯郡琴浦町 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。

(2) 次の表の左欄に掲げる事務について、同表の右欄に掲げる市及び村の区域のみに係るものについては、対象となる事務が消滅したことに伴い、移譲の対象から削除することとする。

事 務	市 村
商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の規定により処理することとされている商工会法に基づく事務（商工会に係るものに限る。）	米子市、倉吉市及び西伯郡日吉津村

(3) 各市町村へ移譲している水道法に基づく事務について、専用水道の管理に関する技術上の業務の委託又は委託の失効の届出の受理に関する事務を加える。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町及び北栄町並びに西伯郡南部町及び伯耆町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域から除外

する。

2 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域を次のとおりとする。
 - ア 東部福祉事務所 八頭郡若桜町及び八頭町（現行 岩美郡及び八頭郡）
 - イ 中部福祉事務所 東伯郡三朝町及び琴浦町（現行 東伯郡）
 - ウ 西部福祉事務所 西伯郡大山町（現行 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所型認定こども園における満3歳以上の児童に対する食事の提供について外部搬入が認められることとなったことに鑑み、条例で定める保育所型認定こども園の認定基準について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 保育所型認定こども園のうち、満3歳未満の子どもの保育を行うもの以外のものの施設設備の基準として当該認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができることを加える。
- (2) 認定こども園のうち、認可外保育施設型認定こども園を届出保育施設等型認定こども園とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

美しく快適で安全な生活環境を保全するという目的をより効果的に達成できるようにするため、この条例について引き続き定期的な見直しを行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設（以下「無害化処理実証試験施設」という。）の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける。
- (2) 既存の廃棄物処理施設等を承継又は更新する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。
- (3) 知事は、事業者が関係住民に対し、事業計画の周知を図るために開催する説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができることとする。
- (4) 知事は、事業計画の周知等に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者等に協力を求めることができることとする。

- (5) 知事は、平成28年3月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の当該広告物等の除却義務違反に係る罰則の対象となる行為について見直す。
- (2) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときに、遅滞なく当該広告物等を除却しない場合については、これに対する必要な措置の命令に違反した者を罰則の対象とする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。

鳥取県景観形成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 適切な時期に巡視活動を行うため、景観法の規定による景観計画区域内における行為の届出をした者に当該行為の完了の届出を義務付ける。
- (2) 美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現に向けて継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 景観法の規定による景観計画区域内における建築等の行為の届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならないこととする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 犬、ねこ等を譲渡することができる対象となる者について明確化するとともに、動物の飼育の適正の確保、動物による事故発生の予防、県が収容した動物の譲渡の促進などを継続して行う必要があるため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事が引き取った犬、ねこ等をこれらを適正に飼育できると認める者に譲渡することを目的とする者でこれらを適正に飼育できると認めるものに譲渡することができることを明らかにする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年5月31日とする規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

消費生活に係る苦情の複雑化等の県内の消費者を取り巻く環境の変化に対応した施策を推進するため、消費生活について専門的な知識等を有する者等と連携を図り必要に応じてその人材を有効に活用するとともに、引き続き消費生活の安定及び向上を図り消費者の自立を支援するため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、消費生活に係る苦情の処理について、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

厳しい経済環境の中で、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成に係る要件を緩和する期間を延長するものである。

2 条例の概要

- (1) 製造業を営む県内の中小企業者が県内に工場等の新設又は増設を行う事業に係る知事の認定を受ける場合の要件を緩和する期間は、平成22年2月1日から平成25年3月31日まで（現行 平成23年3月31日まで）とする。

	通常要件（第2条）	緩和後要件（第2条の2）
投資額	1億円超	3,000万円超
新規雇用労働者数	10人以上	3人以上

- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について

1 条例の改正理由

経済の国際化が加速し、国際競争が激化する中で、知的財産の戦略的な活用による国際競争力の強化を図り、もって県内産業の活性化を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の知的財産の創造等に関する政策の目標に、知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の国際競争力の強化を促進し、もって本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ることを加える。
- (2) 県の取組として、本県産業の国際競争力の強化のために産学官で連携して実施する次に掲げる事業の実施を加える。
 - ア 環境・エネルギー分野等の本県が産業の創出を図る分野における知的財産の活用の促進
 - イ 事業者の知的財産を活用した国際的な事業展開の支援

- (3) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (4) 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 施行期日は、公布日とする。